周防大島町職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン (ソーシャルメディアポリシー)

1 趣旨

X(旧ツイッター)やフェイスブックなどのソーシャルメディアは、情報発信能力とコストパフォーマンスに優れた情報ツールであり多くの利用者がいます。周防大島町においても、町民の皆さんとの情報共有化をより一層進めるとともに全国に向けた情報発信を積極的に行うために、その有効活用を進めていく必要があります。

一方、その発信した情報の内容によって、町としての信頼を失ったり、一部の人たちの感情を害したり、町政に対して思いがけない影響を受ける可能性もあります。

このようなことから、周防大島町職員が職務としてソーシャルメディア公式アカウントを利用する際の基本的な考え方や留意点をガイドラインとしてまとめました。

また、「3. 基本原則」については、職員が個人的なアカウントを利用して情報発信をする場合においても留意すべき事項となっています。

2 定義

- (1) ソーシャルメディアとは、ブログ、X (旧ツイッター)、フェイスブック及び動画共有サイト等に代表されるインターネットを利用してユーザが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。
- (2) ソーシャルメディア公式アカウントとは、職務として情報を発信するため、各所属長等の承認を得てソーシャルメディアに登録し、周防大島町が公式に運用するフェイスブック、ユーチューブ等のアカウントをいいます。

3 基本原則

- (1)職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持つこと。
- (2)地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規定等を遵守すること。
 - (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。
- (4)発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう 留意し、一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解し ておくこと。
 - (5) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた

- りした場合には、誠実に対応すること。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論とならないよう努めること。
 - (6) 次に掲げる情報は発信しないこと。
- ① 公序良俗に反する情報
- ・ 他者を誹謗中傷または侮辱する情報
- ・ 不敬な言い方を含む情報
- ・ 人種、思想、信条等について差別する、または差別を助長させる情報
- ・ 違法行為または違法行為をあおる情報
- 単なる噂や噂を助長させる情報
- わいせつな内容を含むサイトに関する情報及びリンク
- 閲覧者に損害を与えようとするサイトに関する情報及びリンク
- ・ その他公序良俗に反する情報
- ② 守秘義務に関する情報
- ・ 職務上知り得た秘密(個人に関する情報、一般的に知られていない、または知らせてはいけない情報など)
- ・ 重要施策の意思形成過程における情報(検討中の素案の情報及びそれに対する個人的な意見など)
- ③ 周防大島町及び他者の権利を侵害する情報
- ④ 周防大島町のセキュリティを脅かすおそれのある情報
- 4 ソーシャルメディア公式アカウントを利用して情報発信する際の留意事項
- (1)情報発信できる者は、周防大島町の一般職員、再任用職員、会計年度任用職員とします。
- (2)情報発信には、原則として所属単位でソーシャルメディア公式アカウントを用いること。
- (3) ソーシャルメディア公式アカウントを取得する場合は、次の点を明確にした利用方針を作成して所属内で共有するとともに、当該利用方針に沿って運用すること。
- ① ソーシャルメディアを利用した情報発信を行う目的
- ② 利用するソーシャルメディアの種類
- ③ ソーシャルメディアを利用した情報発信の内容
- ④ ソーシャルメディアの利用方法(担当者、情報発信の頻度・タイミング、情報発信方法、意見や質問への対応方法など)
 - (4) ソーシャルメディア公式アカウントは、町ホームページに掲載して周知します。

そのため、ソーシャルメディア公式アカウントを取得した場合は、政策企画課長へその旨及び利用方針を通知すること。

- (5)発信を行うにあたっては、原則として所属長の決裁を受けること。ただし、次に掲げる場合やリアルタイムの情報を掲載する計画があり、事前に掲載する旨の調整を行っている場合は、決裁を省略する対応も可とします。
- ① 既に町ホームページや広報すおう大島に掲載されるなど、既に発信しているイベント内容等について再度発信する場合
- ② イベント・競技会の経過・結果など、既成の事実について発信する場合
- ③ 法令等で定められている内容を発信する場合
 - (6) 守秘義務に反する情報、意思形成過程における情報は発信しないこと。(再掲)
- (7) 自らは直接職務上関わらない事項であっても、本町行政に関する情報を発信する場合にあっては、読み手側では職員として一定の関係者として理解し、その記述が 不正確な場合には誤解される場合があることについて十分留意すること。